

社会福祉法人立縫会 役員等報酬規程

平成28年12月14日制定

(目的及び意義)

第一条 この規定は、社会福祉法人立縫会定款（以下「定款」という。）第九条、第十一条の2号及び第二十五条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び外部委員等の委嘱を受けた者（以下「役員等」とする。）の報酬、旅費並びに費用の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者で、役員任務に加えて職員としての職務職責に任用された者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、法第四十五条の三十四第三項で定める、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第三条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- 3 非常勤役員については、報酬は支給しないこととし、委員会等にかかる業務に応じた報酬を次表のとおり支給する。

ただし、評議員の報酬については、定款第九条に規定する当該年度の報酬総額の範囲内で支給するものとする。

《役員会等業務に応じた報酬》

	日額
理事会、評議員会等への会議の出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための公務の用務での出勤	6,000円

(報酬等の支給時期)

第四条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各項各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬は、月額とし職員給与の支給日に支給するものとする。
- (2) 常勤役員の賞与は、毎年6月及び12月に支給するものとする。

(3) 常勤役員の退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給するものとする。ただし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 非常勤役員の役員会等業務に応じた報酬は、その都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費の支給)

第五条 第二条5号に定める費用のうち役員等への出張旅費は、社会福祉法人立縫会職員旅費規程(以下、「旅費規程」という。)に基づき支給する。

2 日当及び宿泊料は、旅費規程別表第1「施設長」欄を準用する。

(費用弁償)

第六条 非常勤役員が役員会等に出席する場合は、次のとおり交通費の費用弁償をする。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

《理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償》

日向市内及び日向市の隣接町村	500円
その他	1,000円

(常勤役員の当法人職員給与との併給)

第七条 常勤役員が役員職務と兼務で当法人の職員を兼ねる場合の報酬(以下、「給与」という)は、次の各号によるものとし、役員報酬と職員の給与に区分して支給する。

(1) 常勤役員が兼務で任用を受ける職名職責は、社会福祉法人立縫会職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3条第4項の標準的職責役割基準表(別表2)の基幹役職欄によることとする。

(2) 常勤役員の給与は、社会福祉法人立縫会給与規程(以下「給与規程」という。)の役員俸給表(別表第1-③)及び役員任用の職員俸給表(別表第1の④)を適用する。

ただし、常勤役員としての任用の経験年数が5年に達するまでの間は、給与規程の正職員俸給表(別表1-②のみ)を適用し、役員報酬の併給はしない。

2 前項の役員任用の職員俸給表は、宮崎県条例に基づく宮崎県人事委員会規則を準用し、行政職給料表を参考にして評議員会の決議をもって定めるものとする。

(給与規定)

第八条 常勤役員の給与の種類及び支給方法等については、給与規程を準用する。

(重複支給の禁止)

第九条 常勤役員が第七条の給与の支給を受けるときは、第三条の役員会等の業務に応じた報酬は支給しない。

(退職慰労金及び資産形成)

第十条 常勤役員の役員業務にかかる退職慰労金については、当法人の経営実績を勘案し、民間の退職慰労金制度に加入することとして、当法人資産形成及び退職慰労金の財源への備えとなるようにしなければならない。

(退職慰労金の額)

第十一条 退職慰労金の額については、当法人への勤務年数、貢献度及び資産形成の成果、並びに法人の経営状況を総合的に勘案することとし、退職時最終の月額給与に在職年数に応じた支給乗率を乗じて算出し、理事会で決議する。

2 前項の支給乗率は、宮崎県社会福祉協議会の宮崎県民間福祉施設等従事職員共済規程及び独立行政法人福祉医療機構の退職慰労金規程を準用し、退職金算定乗率表を参考に作成し、評議員会の決議をもって別表1のとおり定めるものとする。

(公表)

第十二条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第十三条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第十四条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

役員俸給表

別表第1-③ (第4条関係)

2013/4/1~

	特	特1	特2	特3	特4	
1	100,000	350,000	520,000	800,000	1,180,000	
2	150,000	400,000	600,000	900,000	1,380,000	
3	200,000	450,000	680,000	1,000,000	1,580,000	
4	250,000	500,000	760,000	1,100,000	1,780,000	
5		550,000	840,000	1,200,000	1,980,000	
6						
7						
8						
9						
10						

役員任用の職員俸給表（7級以上）

行政職俸給表（一） → 「役員任用職員俸給表」

NO 1

職務 の級	7級	8級	9級	特級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	361,300	406,900	457,200	520,300
2	363,900	409,300	460,300	523,400
3	366,400	411,800	463,300	512,800
4	369,000	414,200	466,300	526,400
5	371,100	416,100	469,300	529,400
6	373,600	418,400	472,300	532,400
7	375,900	420,500	475,300	535,400
8	378,400	422,700	478,400	538,500
9	380,900	424,700	481,100	541,200
10	383,600	426,800	484,200	544,300
11	386,200	428,900	487,200	547,300
12	388,900	431,000	490,300	550,400
13	391,300	432,700	493,000	553,100
14	393,600	434,500	495,300	555,400
15	395,800	436,500	497,600	557,700
16	398,200	438,500	499,900	560,000
17	400,000	440,400	502,000	562,100
18	402,000	442,200	503,400	563,500
19	403,900	444,000	504,900	565,000
20	405,700	445,700	506,300	566,400
21	407,600	447,500	507,500	567,600
22	409,400	449,500	508,900	715,700
23	411,200	450,400	510,400	751,000
24	413,100	451,900	511,900	768,300
25	414,900	453,300	513,000	778,900
26	416,400	454,600	514,100	798,800
27	417,900	455,900	515,300	823,500
28	419,500	457,100	516,500	856,800
29	421,100	458,100	517,500	887,900
30	422,400	458,800	518,400	913,400
31	423,700	459,600	519,300	933,700
32	424,900	460,300	520,200	945,800
33	426,100	461,000	521,000	967,000
34	427,400	461,800	521,900	983,400
35	428,700	462,500	522,600	991,000
36	429,900	463,100	523,100	
37	431,100	463,600	523,800	
38	431,900	464,200	524,400	
39	432,700	464,800	525,200	
40	433,500	465,400	525,800	
41	434,100	465,900	526,300	
42	434,800	466,400		
43	435,500	466,800		
44	436,200	467,100		
45	437,000	467,400		
46	437,800			

別表第1-④ (第4条関係)

役員任用の職員俸給表 (7級以上)

行政職俸給表(一) → 「役員任用職員俸給表」

NO 2

職務 の級	7級	8級	9級	特級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
47	438,200			
48	438,900			
49	439,400			
50	439,800			
51	440,200			
52	440,600			
53	441,000			
54	441,400			
55	441,800			
56	442,100			
57	442,400			
58	442,800			
59	443,100			
60	443,400			
61	443,700			
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				